

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により大規模小売店舗の新設に関する意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成26年6月11日

海田町長 山 岡 寛 次

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

(仮称) エブライ海田店

(2) 所在地

安芸郡海田町畝二丁目1262番1 ほか

2 意見の概要

(1) 付近の交通渋滞と事故防止対策のため、店舗前の町道2号線及び国信橋付近の車線の増、右折・左折レーンの設置、横断歩道の設置、歩道幅及び柵免第3踏切幅の拡充等を求める。

(2) 臭い対策のため、ダクトの向きは住宅街の反対方向にし、また、脱臭装置の設置を求める。

(3) 操業時の騒音対策と夜の操業時の騒音は細心の注意を求める。

3 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成26年6月11日から平成26年7月11日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 縦覧場所

海田町役場企画部企画課 安芸郡海田町上市14番18号